

請 願 文 書 表

受理番号	6—5	受理年月日	6. 11. 26	付託委員会	総務常任委員会
請願者の 住所及び 氏名	岡田 計男 嶋路 裕子 湯川 佳鶴子			紹介議員	西 良倫
件 名	城陽市の水道経営の方針についての説明会開催を再度求める請願				
要 旨	市と市民が話し合える説明会を開催してください。				

1、請願の趣旨

前回の議会において、市民への説明会を求める請願を出しました。が、採択されませんでした。

その後も市からの十分な説明がないまま、包括的民間委託の業者募集が始まろうとしています。

城陽市は市民の疑問に答えないという不誠実な態度のまま、包括的民間委託の導入を既成事実化しようとしています。すぐにでも市民にひらかれた説明会および市民同士でも議論できる場の開催を求めます。

2、請願の理由

さて、前回の請願が採択されなかった理由は为什么呢？

委員さんの中からは趣旨採択の提案もありました。

趣旨的には、地方自治において市民が市政に関心を持ち、考え、意見を表明し、市政に参加する事が民主的な政治を行う上で必須である事、とりわけ市民にとって大切な生活インフラである水道行政について、ウォーターPPP導入という大きな転換が行われようとしているのに、市民が自分たちの事として考えるに十分な説明がなされていない事をお伝えしました。

市には説明責任があります。そのために市に対して説明会を求めたものです。

説明が十分かどうかについて意見の相違はあるかもしれませんが、公共インフラの経営方針について市民の理解が必要なことについては否定されるものではないはずです。それを考えれば、前回の請願が採択されなかった事は、私たち市民にとって到底納得し難いものでした。

市はウォーターPPP導入について、委託の形が変わるだけで市民生活に大きな影響のあるものではなく、また水だよりや市HP特設ページで情報提供をするから説明会をする必要はない、と議会で説明していたと了解しています。

その市の説明を受け入れての請願不採択であったと理解したら良いのでしょうか？

そもそも私たちの疑念は市民生活への影響だけではありません。市民の意見を聞く機会もなく拙速に水道事業の方向性を変えてしまった理由、民間委託が広がれば今以上に市民の声が届かなくなるのではないかという懸念、安全性担保の不安、公募型プロポーザルの実効性、「影響はない」だけで納得できるものではありません。

また、先の議会の後、市からの十分な説明と議会への報告はあったのでしょうか？

市民にとってより不安になる包括的民間委託による水道部職員の 23 名の削減予定や、43 億円の予算額に積算内容が明確にされない事、性能発注による要求水準書に市が策定済みの水道施設整備実施計画がどの様に説明され契約されるのか等、城陽市水道ビジョン、水道事業の根幹に係る疑問や不安がより膨らんでいます。

市民に向けても 10 月 1 日付で「城陽みずだより」が発行されています。内容を読んで驚きました。2 月 1 日付で発行された「城陽みずだより」とほとんど同じです。いや、むしろ情報量は減っているようにみえます。

また情報提供すると言っていた市のホームページ特設ページ。その特設ページとはどこにあるのでしょうか？まだできていないのでしょうか？それとも城陽市のトップページから、→くらしのガイド→上下水道→公営企業の経営情報→上下水道ビジョン、と 5 つも階層を掘り下げてようやく見ることができる「上下水道事業の包括的民間委託について」のページのことを言っているのでしょうか？

特設ページと言われたらそれを多くの市民に周知するために、目につきやすいところにアクセスしやすい形で置かれるものだと思っていたのですが、城陽市の特設ページにそのイメージは当てはまらないものなののでしょうか？

いずれにせよ、市からの情報は未だに私たち市民の疑問を満足するものとは到底言い難いものです。

私達は、市や市の水道事業についての方針施策の全てに反対しようとしているわけではありません。先の定例会、9 月 30 日の「令和 5 年度城陽市水道事業会計決算」について、会計監査委員川村和久氏の報告の最後に述べられた「安心、安全で良質な水を持続的に供給出来るように安定した企業経営に努める事を要望します」を市民と、議会と、市による共同により、実現される事を切に願いあらためて説明会を請願するものです。

3、請願の項目

- ・市と市民が話し合える説明会を開催してください。